

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

On the Reizei-Genji and the Kazan-Ou-shi

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤坂, 恒明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/184

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



冷泉源氏・花山王氏考

― 伯家成立前史 ―

赤坂恒明

はじめに

平安時代、増大する皇族の人数を一定数に留め置くため、天皇の子女が源氏（源朝臣）に臣籍降下する例が、嵯峨天皇の諸子から始まり、嵯峨天皇の子孫である各天皇の子ついで孫（親王の子）が源氏を賜姓され、どの天皇から分出したかによって、俗に「嵯峨源氏」「文徳源氏」「宇多源氏」等々と称される源氏の諸流が成立した。江戸時代初期に分出した所謂「正親町源氏」に至るまで諸流ある源氏のうち最も有名なものは、言うまでもなく、武家の棟梁の家系を出した「清和源氏」である。^{※1} また、公家として栄えた「村上源氏」も、源通親や北畠親房、岩倉具視等の著名人物を輩出し、日本史上、重要な位置を占めている。

逆に、最も知名度が低いのは、冷泉院から分出した「冷泉源氏」である。知名度どころか、「冷泉源氏」は、現在の通説的叙述では、その成員の名さえ全く知られていない。また、後述の如く「冷泉源氏」と関係が深い「花山王氏」^{※2} または「花山源氏」は、花山院の後裔で、神祇伯職を世襲して「伯家」と称され、その嫡流であ

る白川家は、周知のように前近代神祇史上、卜部氏の吉田家等と共に重要な役割を果たしたが、神祇伯職を独占的に世襲する以前の時期における歴史については、なお検討すべき問題がいくつか残されている。

そこで、本稿では、「冷泉源氏」の実体を明らかにすることを試み、また、初期の「花山王氏」をめぐる諸問題について再検討を行い、その過程において、平安時代に天皇家から分岐した末流皇胤「王氏」に関する若干の新知見を提示することに努めたい。

第一章 「冷泉源氏」に関する疑問

そもそも、少なくとも平安時代においては、親王・諸王（王氏）・源氏がどの天皇の子孫であるかは、単なる系譜上の観念ではなく、親王には年給（年官・年爵）、王氏・源氏には氏爵^{おのしやく}という特権において、重要な意味を有していた。親王・王氏・源氏は、それぞれ、各天皇の子孫ごとに「御後」と称される集団を作り、この「御後」という集団が、親王においては親王御給の、王氏・源氏においては王氏爵・源氏爵にあずかる巡（順番）の基準となっ

た。⁴³史料上に記載がある「御後」は、次のとおりである。⁴⁴

嵯峨天皇裔	弘仁御後	源氏
仁明天皇裔	承和御後	源氏
文德天皇裔	天安御後	王氏・源氏
清和天皇裔	貞観御後	王氏・源氏
陽成天皇裔	元慶御後	王氏・源氏
光孝天皇裔	仁和御後	王氏・源氏
宇多天皇裔	寛平御後	王氏・源氏
醍醐天皇裔	延喜御後	王氏・源氏
村上天皇裔	天曆御後	王氏・源氏
冷泉院裔	安和御後	王氏
花山院裔	寛和御後	王氏・源氏
三条院裔	長和御後	王氏・源氏
後三条院裔	延久御後	源氏

某天皇の子孫である源氏の俗称「某源氏」は、彼らが天皇から分出した平安時代において同時代的に使用された形跡はない。時代が降った室町前期に編纂された『尊卑分脈』においても、源氏諸流については「弘仁 嵯峨」「承和 仁明」「天安 文德」等々とあり、「嵯峨源氏」「仁明源氏」「文德源氏」以下は、国史大系本の編纂者によって付けられた標記である。従って、本稿で取り上げる「冷泉源氏」「花山王氏」とは、同時代的には、それぞれ、安和御後の源氏、寛和御後の王氏、と称されるべきものである。さて、この所謂「冷泉源氏」は、今日に至るまで、その実体が全く不明である。

例えば、太田亮『姓氏家系大辞典』五八五四～五八六八頁「源

ミナモト ゲン」条に「12 冷泉帝裔の源朝臣 レイゼイ条を見よ」⁴⁵とあるが、同辞典に「レイゼイ」条はなく、存在する「冷泉レイゼン シミヅ」条の中に「冷泉帝裔の源朝臣」に関する記載はなく、結局、冷泉源氏に関する説明はない。⁴⁶

また、奥富敬之氏は、各天皇から派生した源氏を「源氏二十一流」と称し、それら各源氏を紹介する中で「冷泉源氏」について、冷泉院は「四男三女に恵まれ、のちに天皇になった二人を除くと、男系二流は臣籍降下して冷泉源氏となった。しかし……それを名乗る子孫は現れなかった」と述べている。⁴⁷天皇にならなかった冷泉院の男子とは、和泉式部との恋愛で名高い兄弟、為尊親王（冷泉天皇の第三親王）と敦道親王（冷泉天皇の第四親王。四宮）である。為尊親王には子女の存在が知られていないが、敦道親王には『本朝皇胤紹運録』諸本によると永覚という男子がいた。永覚は僧で天王寺別当に補されており、やはり子女の存在は知られていない。永覚は源氏賜姓後に出家した可能性がないとは言えないが、それを裏付ける根拠は何もない。よって、現在知られている史料に拠る限りでは、為尊・敦道両親王とも、源氏を賜姓された子孫はいない。現に、『古事類苑』⁴⁸にも、『皇室制度史料』⁴⁹にも、為尊・敦道両親王の子孫が源氏を賜姓されたという史料は引用されていない。そもそも、源氏諸流の詳細な系図が掲載されている『尊卑分脈』にも冷泉源氏は見えない。よって、「冷泉源氏」とは、あるいは架空の存在ではないか、という疑念すら抱かされる。

ところが、冷泉院には、五宮（五親王）と六宮（六親王）⁵⁰がいた。昭登親王と清仁親王⁵¹である。両親王は、冷泉院の一男花山院の子であるが、花山院出家後の誕生であったため、花山院の父

冷泉院の子として親王になった。すなわち、『日本紀略』寛弘元年（一〇〇四）五月四日条に「以冷泉院皇子昭登・清仁為親王。実花山院御出家之後産生也」とあり、『御堂関白記』長保六年（一〇〇四）五月二日条に「華山院宮達可為親王宣旨。実成朝臣来仰云。依有被院申、雖不宜、被下宣旨。冷泉院五六宮者」とあり、『小右記』寛弘八年（一〇一一）八月廿三日条に「今日故花山院宮達御元服（先年為冷泉上皇々子、即為親王。号五六親王）」とあり、また、『小右記』寛仁三年（一〇一九）三月五日条においても、前例として「故華山院御子二人【清仁・昭登】為故冷泉院王子為親王。依彼例所被行云々」とあるとおりである。¹²

同様の先例としては、宇多天皇（上皇）出家後誕生の二男子雅明親王・行明親王が、醍醐天皇の親王（延喜御後）となっている。¹³のち雅明・行明両親王は、実系の寛平御後すなわち宇多天皇の子と成り、年官・年爵にあずかった。

昭登親王と清仁親王は、「入給冷泉院御戸」¹⁵、すなわち、冷泉院の戸籍に編入されており、安和御後であったことが知られるが、管見の限りでは、両親王自身がその後、安和御後から寛和御後すなわち花山院の子へと属籍を変更したという事実は知られていない。従って、両親王の子孫も、少なくとも当初は安和御後（冷泉院裔）であった、と考えることが可能である。その場合、「冷泉源氏」とは、実系では花山院の子孫であったということとなるが、果たしてこの見解は妥当であろうか。

第二章 昭登・清仁両親王の諸子

花山院出家後の子で冷泉院の親王となった昭登・清仁両親王の

子孫に関する基礎史料は、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」である。国史大系本では「花山源氏」と標題が付けられている。「寛和」とあることから明らかなように、『尊卑分脈』では両親王の子孫は明確に寛和御後と認識されており、安和御後ではない。

現に、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」に記載されている各人の中には、同時代史料に寛和御後の王氏と明記された人々が見出される。¹⁶しかし、三条院の後裔を載せる『尊卑分脈』源氏「長和三条」には、所謂「三条源氏」の系図の他、天曆御後の王氏の系図も載せられている。よって、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」にも、その標題にかかわらず安和御後の人々が記載されている可能性があるかも知れない。

そこで、本章では、昭登・清仁両親王の諸子に関する基礎情報を検討し、彼らとその子孫の中に安和御後の源氏、すなわち所謂「冷泉源氏」の成員が含まれているか否かを確認したい。

一 昭登親王の諸子

(1)良深 『本朝皇胤紹運録』諸本、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」、寺院関係諸史料によると、昭登親王には良深という男子がいた。良深は僧で「石山僧都」と号し、石山寺座主、東寺長者と成り、権少僧都に任じられ、承保四年（一〇七七）八月二十四日、五十三歳で死去した。¹⁸逆算すると万寿二年（一〇二五）生。子女の存在は知られていない。

(2)男子某 昭登親王には、良深とは別の男子がいた。『小記目錄』第十七「臨時 七」「濫行事（付強姦）」に、「同【治安】二年三月一日、昭登親王子与右兵衛督女子、拏攫事」とあり、治安二年

(二〇二三) 三月一日、昭登親王の子と藤原経通（藤原実資の甥）の女子がさらい取られたと解されるが、事件の詳細はわからない。この昭登親王の男子は、『尊卑分脈』源氏に見えないことから、源朝臣を賜姓されなかった二世孫王であった可能性が高いと思われる。¹⁸⁾ 当時、昭登親王は存命であったので、この「昭登親王子」が二世孫王であったとすれば、安和孫王であったと見るべきであろう。この「昭登親王子」については、現時点においては管見の限り、他に一切、史料に記載はなく、子孫の有無についても確認することができない。

(3) 女子某 『尊卑分脈』頼宗公孫に、藤原能長の子長忠の左袖書に「母昭登親王女」とある。『今鏡』においても同様である。しかし、後述のように、脇坂本・前田本・内閣文庫本『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」では、清仁親王の女子 信子女王が長忠の母とされる。これによると、藤原長忠の母は、昭登親王ではなく清仁親王の女子ということになる。但し、清仁親王の女子 信子女王については實在性に疑問があり、また、長忠の号「石山大蔵卿」は、昭登親王の男子 石山僧都良深と関係がある称号かも知れない。この「昭登親王女」は、特に「源氏」とも注記されていないので、女王と考えるのが妥当と思われる。

以上より、昭登親王の諸子のうち(2)男子某と(3)女子某（藤原長忠の母）は源氏でなかった可能性が高いが、昭登親王裔に「冷泉源氏」の成員がいたか否かは判然としない。なお、清仁親王の子延信王は、吹上本『帝王系図』では昭登親王の子として系線が引かれているが、単なる引き誤りであろう。

二 清仁親王の諸子

① 延信王^{のぶのぶ} 『本朝皇胤紹運録』諸本、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」を始めとする系譜史料に所見がある。延信王は、源氏を賜姓され、後に白川家の始祖と位置づけられた。²²⁾ 延信王の賜姓と彼の子孫については次章で検討する。

② 康實王^{やすじ} 白川家の祖の一人で、『本朝皇胤紹運録』諸本、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」を始めとする系譜史料に所見があるが、実系では延信の男子である。延信と共に次章で検討する。

③ 兼文王 『本朝皇胤紹運録』には記載がないが、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」には、兼文王とその子孫の系図が記されている。

兼文王は、袖書に「正親正」とあり、諸王（王氏）が歴任する正親正に任じられたことが知られる。二世孫王として従四位下に直叙されたと推定されるが、年代や他の事績は知られていない。

兼文王の子 兼長王も、袖書に「正親正」とある。兼長王は、延久元年（一〇六九）閏十月一日、伊勢臨時奉幣の使王を勤仕し、同七日、参宮している。²⁴⁾

兼長王の子 兼範王（脇坂本・前田本・内閣文庫本『尊卑分脈』等では兼能王）も、袖書に「正親正」とあるが、事績は知られていない。

兼範王（または兼能王）の子 範綱とその子孫には、王号が付けられていない。範綱は花山院の五世孫にあたる。選叙令によると、五世王は皇親（諸王）に含まれない。²⁵⁾ 範綱とその子孫に王号がないのは、そのためかも知れない。尤も、範綱は、袖書に「正親正」とあり、諸王（王氏）が歴任する正親正に任官しており、

実際には王号を称していた可能性が高い。範綱の子孫には、正親正に任じられた者はいないが、彼らが源氏を賜姓されたという明証もない。よって、彼らが源氏であるか否かは未詳であると言わざるを得ない。とはいえ、この家系が、『尊卑分脈』源氏「寛和華山」に、特に「御後」に関する注記もなく掲載されている事実から見る限りでは、彼らは寛和御後の源氏、すなわち「花山源氏」と見なされていたと考えるべきであろう。

いずれにせよ、兼文王の子孫を「冷泉源氏」と考えるのは、やや困難であるように思われる。

④延清王 『本朝皇胤紹運録』、『尊卑分脈』「寛和 華山」共に所見がないが、前田本『日本帝皇系図』附載「伯」系図において、清仁親王の子として兄弟順に康資王、延信王、延清の三人が記載されている。本系図で延清に王号は付けられていないが、康平三年（一〇六〇）九月に伊勢例幣の使王を勤仕した延清王がおり、年代的に見て、清仁親王の子延清は、この延清王に比定できよう。この延清の子孫は、前田本『日本帝皇系図』には記されていない。なお、私は、東大寺領播磨国大部庄おほのしょうの公文職くもんしきを相伝した王氏の祖と考えられる久清王を延清王裔と推測する余地もあるかと述べたが、これは、可能性が高いとは言い難い一仮説に過ぎない。ところで、長元二年（一〇二九）正月六日の正月叙位で四位に叙された良清王という王がいる。この叙位は、二世孫王爵にあずかった従四位下直叙であると考えられる。この良清王の叙位は、後述される万寿二年（一〇二五）正月叙位における延信王の四位直叙の四年後であるので、年代的に見て、この良清王も、あるいは延信王と同じく清仁親王の子であるかも知れない。平安後期に

は、諱の第二字が「清」である諸王が少なくない。彼らの中には、延清王のように、清仁親王の偏諱を通字とした清仁親王裔が含まれている可能性がある。但し、久安二年（一一四六）正月五日の正月叙位で叙爵された有清王は延喜御後すなわち醍醐天皇裔であるので、一概にそうとも言えない。

それはさておき、延清王の子孫が「冷泉源氏」であったという根拠も存在しない。

⑤永子女王 脇坂本・前田本・内閣文庫本『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」に、「女子（永子女王／イ四下）」と見える。この永子女王は、寛徳二年（一〇四五）四月八日、後冷泉院（後冷泉天皇）の即位式において、褰帳女王けんちやうぢやうとして左褰帳を勤仕した。例えば、内閣文庫『やゑのゑ』『女王記諸抄／伯家雜記』抄録「褰帳女王雜事文保二年三月廿九日」「代々御即位褰帳人 醍醐以後」後冷泉院寛徳二四八、褰帳に、「左故彈正尹清仁親王女 永子女王 従四下二世」とあるように、二世女王として従四位下に叙されている。なお、この永子女王については、後述される『顯広王記』永萬元年七月廿七日条に「彈正宮【清仁親王】御子清子女王」とあり、名は清子女王とされる。誤記でなければ、永子から清子に改名したか、逆に清子から永子に改名したか、のいずれかであろう。それ以外の経歴については詳らかでない。

⑥信子女王 脇坂本・前田本・内閣文庫本『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」に、「女子（信子女王／前中納言長忠卿母）」と見える。しかし、この信子女王は、実在性において疑問がある。第一に、前述のように藤原長忠の母は「昭登親王女」とされる。第二に、後世の白川家関係文献等によると、この信子女王は後三條院・白

河院のそれぞれの即位式において褰帳女王を勤仕したとされるが、より成立年代が古い「白川家褰帳女王例」によると、後三條院・白河院の褰帳女王は「小一条院女王」である。³⁵これは、実系で清仁親王の玄孫にあたる顕広王の日記『顕広王記』からも裏付けられる。すなわち、『顕広王記』永万元年七月廿七日条に、顕広王の女子 昨子が六条院即位式の褰帳女王を勤仕したことについて、「此事、家勤三代也。及四箇度也（彈正宮【清仁親王】御女清子女王、伯殿【康資王】女仁子女王）」と書き記している。「三代」とは、清仁親王、康資王、顕広王であり、「四箇度」とは、後冷泉院即位式（上述の清子（永子）女王）、鳥羽院即位式（仁子女王。後述）、後白河院即位式（顕広王の女子 顯子女王）と、この六条院即位式のそれぞれにおける褰帳女王である。ここから、清仁親王の女子 信子女王が後三条院と白河院のそれぞれの即位式で褰帳女王を勤仕したという後世の文献の記載が誤りであることが判明する。従って、清仁親王に信子女王という女子が実在したという根拠も薄弱であると言わざるを得ないのである。

⑦女子某 観音院僧都寛意の母。寛意は、式部卿敦貞親王の男子である。敦貞親王は、実系では小一条院（敦明親王）の男子であるが、祖父三条院の子として親王となった。寛意の母については、『稿本三条天皇実録』七一八頁に「敦貞親王室某」と章が立てられているが、その出自については言及されていない。『御室相承記』二「長和入道親王」に、永保元年（一〇八一）三月三日に開白して同十日に結願した孔雀経法の内供奉であった寛意について、「三条院御子二品式部卿敦貞息。母彈正官女。年廿八」とあるが、この「彈正官」は言うまでもなく「彈正宮」の誤りであり、

清仁親王に比定される。寛意は、永保元年（一〇八一）に二十八歳であったので、逆算すると天喜二年（一〇五四）に寛意の母は寛意を生んだこととなる。³⁶寛意の母の身位については、「源氏」と記されていないので、女王であると考えられる。

以上より、清仁親王の諸子のうち兼文王と延清王の子孫、および親王の女子に「冷泉源氏」の成員がいたと考えることは困難であると言わざるを得ない。

そこで、次章では、白川家の祖として子孫が数多く存在する延信王と康資王について、検討を行いたい。

第三章 延信王と康資王

①延信王 清仁親王の子延信王の経歴については、『本朝皇胤紹運録』³⁷、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」等の系譜史料から、父清仁親王の奏により万寿二年（一〇二五）三月二十九日に源朝臣を賜姓され、極位は従四位上、官歴は侍従、彈正大弼、神祇伯であることを知ることができる。

より詳しい延信王の経歴については、白川家に伝来して現在、宮内庁書陵部に所蔵されている『賜姓例並褰帳女王之事』（資宗王著か）賜姓例「延信王」に、「万寿二年十二月廿九日賜姓源氏（官符）。同三年四月廿七日任侍従。寛徳三年二月任神祇伯」とあり、侍従と神祇伯に任じられた年月日を知ることができる。但し、賜姓の月が三月でなく十二月となっている。おそらく、いずれかに誤写があると思われる。この延信王の源氏賜姓については、管見の限り、安和御後すなわち「冷泉源氏」としての賜姓である可能性については、今日に至るまで考察されることがなかったように

思われる。延信王の賜姓が父清仁親王の奏によるものであったことから推測すると、「冷泉院御戸」に入っていた清仁親王の子である延信王は、安和御後として源朝臣を賜姓された可能性が高い。つまり「冷泉源氏」とは、源延信に他ならない、とする見解である。

この推測を裏付ける史料が存在する。すなわち、廣橋家旧蔵記録文書典籍類H63409『後法性寺殿御抄』³³「雑々例」である。そこには、「延信王（安和御後 万寿二正六／叙四位也 此外又寛平御後叙爵也）」と記されている。これによると、万寿二年（一〇二五）正月六日の正月叙位において、延信王は安和御後として四位に叙され、この叙位では、延信王の他にも寛平御後（宇多天皇裔）の某王が叙爵（従五位下に叙すること）された。この「叙四位」とは明らかに、二世孫王爵による従四位下への直叙である。³⁴

ここに、延信王が安和御後の二世王（孫王）であったことが確定した。従って、同年の三月または十二月における延信王の賜姓も、安和御後としての源朝臣賜姓と考えるべきであろう。すなわち、源延信は「花山源氏」ではなく「冷泉源氏」であったのである。

以上より、実体が知られていなかった「冷泉源氏」すなわち安和御後の源氏とは、清仁親王の子にして、神祇伯白川家の家祖として位置づけられた源延信であることが判明した。しかし、「冷泉源氏」は一代で消滅したようである。なぜなら、源延信の子康資は、王として出身し、源氏ではなかったからである。

②康資王 康資王の名は、国文学方面において、高階氏出身の歌人である「康資王母」によって名高い。³⁵一方、康資王自身につ

いては、経歴以下、未詳の点が多い。

康資王は、実系では源延信の子である。しかし、『本朝皇胤紹運録』、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」等の系譜史料その他の記載から明らかなように、祖父清仁親王の子となった。

康資王の生年は、確定的ではないが長久二年（一〇四一）である可能性がある。すなわち、実系で延信の曾孫にあたる顕広王の日記『顕広王記』安元二年十二月五日丙子条に「除目也。讓伯於大夫【仲資王】了。朝恩無極也。年廿。位従五位上也。父祖十九歳任之。僕【顕広王】於七十任之後、十二年于今也。年齢者高祖之例、位者僕例歟」とあり、ここに見える「父祖」は康資王に比定され、これによると康資王は十九歳で神祇伯に任じられた。康資王の任伯は康平二年（一〇五九）十月二十二日であるとされるので、そこから逆算すると長久二年（一〇四一）生となる。

この生年が正しいとすれば、清仁親王は長元三年（一〇三〇）七月六日に薨逝している³⁶ので、康資王は清仁親王薨逝後、擬制的に清仁親王の子となったことになる。これは蔭位のためと考えられる。康資は、実系では天皇の三世（曾孫）である臣下として生まれている。三世王の初叙位階は従五位下であるが、三世の臣下の場合には六位初叙であったと考えられる³⁷。前述のように、二世孫王の初叙位階は従四位下である。康資王の初叙・初任については、『賜姓例並囊帳女王之事』賜姓例「康資王」に、「天喜四年正月五日、叙従四下（以二□直□。康平元年）。同六年七月卅日、任右京権大夫」と記されている³⁸。ここに見える「二□直□」は「二世直叙」と復元できる。「康平元年」は、本来、下文「同六年」への注であったものであろう。ここから康資王は、二世孫王として天喜四年

（二〇五六）正月五日、四位に直叙され、天喜六年（一〇五八）（康平元年）七月三十日に右京権大夫に任じられたことが知られる。この天喜四年正月五日の四位直叙は、正月叙位における二世孫王爵にあらずかたものであると考えられる。

しかし、この時に康資王が安和御後と寛和御後いずれの二世孫王を称していたかを伝える史料は、現在、知られていない。

第四章 康資王の諸子

次に、康資王の諸子について検討する。

イ 源顕康 『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」には、康資王の子は「顕康」のみ挙げられている。この顕康の子が、伯王家の実質上の家祖となった顕広王である。

顕康については、例えば、『昭和新修華族家系大成』上巻708頁「白川」に、「当家は花山源氏で、花山天皇皇子清仁親王の男延信王が神祇伯となり、その男康資王も同職に就いた。康資王の男顕康は源姓を賜わって当家の祖となった」云々とあり、また、江戸後期の資延王に「神祇伯延信王孫安藝權守顕康二六代」と袖書があるように、源氏を賜姓された顕康を花山源氏白川家の初代と位置づける見解もある。しかし、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」には、顕康の裾書に「右大臣顕房公為子賜源姓」とあり、顕康は、「村上源氏」（天曆御後の源氏）の源顕房の子となり、源氏となった。⁴⁶ 顕康が何天皇の「御後」の源氏であったかを直接記した史料は未だに見出されていないが、顕康は、天曆御後であった可能性が高く、寛和御後と安和御後のいずれでもなかったと思われる。

顕康の母は、『賜姓例並褰帳女王之事』褰帳女王之事に、「顕康（□

待賢門院御母）二位殿をと、のはら」とあり、「二位殿」の妹であったことが知られる。この「二位殿」とは、待賢門院、藤原通季（西園寺家の祖）、藤原実能（徳大寺家の祖）の母、藤原光子であると考えられる。藤原光子は、勸修寺流の藤原隆方の女子である。よって、顕康の母も藤原隆方の女子であると考えられる。

なお、顕康を「顕康王」と記す史料もある。⁴⁸ 『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」によると、顕康は正親正に任じられている。正親正は、「鎌倉時代初期以前には、王氏の専官として公けに認められていたものと思われる」ので、時期的に微妙ではあるが、顕康が王氏と成り正親正に任じられた可能性は有り得る。

ロ 顕資王 『尊卑分脈』高藤孫を見ると、藤原隆方の女子に「康資王室／顕資王母」とある。ここに、康資王には顕資王という男子がいたことが知られる。先述のように、源顕康の母は、藤原隆方の女子であったと考えられる。よって、この「顕資王母」と源顕康の母とは同一人であろう。⁵⁰

なお、顕資王という王は、『顕広王記』安元二年二月十七日条に、「有御賀之由被告三社（伊世・八幡・賀茂）。……使王顕資、中臣師親朝臣、忌部友平、卜部致元。於神祇官有此事」とあり、安元二年（一一七六）二月十七日に三社奉幣の使王を勤仕した顕資王が知られるが、年代的に見て同一人とは考え難い。

ハ 源仁子 康資王には、仁子という女子がいた。前章の信子女王の箇所で引用した『顕広王記』永万元年七月廿七日条に褰帳女王の家例として「伯殿【康資王】女仁子女王」が挙げられ、仁子は褰帳女王であったかのように記されている。しかし、仁子が褰帳を勤仕した鳥羽院即位式に関する同時代史料を見ると、『中右

『記』嘉承二年（一一〇七）十二月一日条に、「褰帳典侍二人（左源仁子。故伯【康資王】女也。……）」とあり、仁子は女王でなく源氏の典侍と明記されている。仁子については、『中右記』嘉承二年十一月廿五日条にも、「内侍司／典侍従五位下源朝臣仁子（件人元六位也。今夜叙従五位下。然而不書列叙位。是例也）」とあり、典侍として褰帳を勤仕するに先立ち、六位から従五位下に昇叙している。また、『天祚礼祀職掌録』にも、鳥羽院即位式の褰帳として「左源仁子（故神祇伯康資王女）」とあり、少なくとも仁子は、鳥羽院即位式において、女王としてでなく、典侍の源氏として褰帳を勤仕したことが確実である。これは、本来、褰帳女王を勤仕するのは、親王の女子である二世女王の所役とされていた（後文をも参照）ためであろう。

尤も、仁子が一生涯、源氏のままであったと考える必要はないと思われる。例えば、三千院本『帝王系図』⁵¹における堀河院の子「徐子内親王」（徐子内親王とあるべきもの。大宮齋院）の左袖書に「母仁子女王（康資女）」とある。源仁子が後に女王に成った可能性は十分にあると思われる。

なお、この源仁子が、安和御後（冷泉源氏）であったのか、寛和御後（花山源氏）であったのか、それとも、兄弟源顕康と同じく天曆御後（村上源氏）と推定されるべきであるのかは、判断するための材料がない。

二 顕広王 白川伯王家の実質上の開祖と位置づけられる顕広王は、『尊卑分脈』源氏「寛和 華山」等によると源顕康の男子であり、『尊卑分脈』には顕広王の袖書に「賜源姓後始而帰王氏」とあり、通説では長らく、神祇伯に任じられた時に源氏から王氏に

復したとされていた。しかし、顕広王が史料上には当初より源氏でなく王として現れることが藤森馨氏によって明らかにされた⁵²では、源顕康の男子 顕広王は、如何にして王氏と成り得たのであろうか。前述の前田本『日本帝皇系図』附載「伯」系図によると、顕広王は、清仁親王の子 康資王の子とされている。すなわち、清仁親王の孫である三世王として位置づけられているのである。

顕広王が三世王であったことを裏付ける傍証がある。それは、『貴嶺問答』から四世女王と推定される顕子女王が顕広王の女子であると考えられることである。すなわち、『貴嶺問答』「命婦事」において、往信の「去年十二月顕子女王卒去。仍王祿不被行」に対する返信に「二世以下四世以上、謂之女王。五世者自入命婦宮人之例。近年彼顕子之外、無女王。仍祿事停止歟。但可尋先例事也」とあり、⁵³ここから、王祿（女王祿）の支給対象となる女王は「二世以下四世以上」であり、近年は顕子以外に「女王」がおらず、某年の王祿は、「去年十二月」に顕子女王が卒去したため停止された、と解することができる。つまり、顕子女王は、「二世以下四世以上」の「女王」としては、当時、最後の人であった。平安末期、天皇家からの諸王（王氏）の分出が絶えたため、代を経るに従い、「二世以下四世以上」の「女王」が減少し、顕子女王を以て「女王」がいなくなったのである。よって、顕子女王の世数は四世であったと考えられる。顕広王が三世王であるとすれば、その女子 顕子女王が四世女王であることに矛盾はない。また、『貴嶺問答』には「顕子女王卒去」とあるが、「卒去」とは四位・五位の人を対象として使用される。顕広王の女子 顕子女王は、後白河院の即位式で褰帳女王を勤仕した後の久寿二年（一一五五）十一月五日、

女叙位で従五位下に叙されており、『貴嶺問答』に「卒去」とあることも矛盾しない。以上より、『貴嶺問答』に見える顕子女王は、顕広王の女子である顕子女王と同一人と考えて差し支えないと考えられる。なお、後白河院即位式の褰帳女王となった顕子女王は、二世女王に非ざる最初の褰帳女王であった。以後、褰帳女王は、顕広王の後裔が勤仕する例となり、幕末の孝明天皇の即位式に至るまで続いた。

以上より、顕広王は、擬制的に祖父 康資王の子となり、三世王として出身した、と推定される。

では、顕広王は、安和御後と寛和御後の、いずれの三世王であったのであろうか。顕広王の二男 顕順王（のちの仲資王）は、永暦二年（一一六二）の正月叙位において寛和御後として王氏爵にあずかったが、時に顕広王は、諸王の戸口を司る正親司の長、正親正であった。よって、顕順王の父 顕広王も寛和御後の王氏であったと考えるべきであらう。

なお、史料上の寛和御後の王氏の初出は、管見の限り、康治元年（一一四二）十一月十四日に近衛院大嘗会叙位で叙爵された実広王である。顕広王が正親正に任じられたのは、まさに同年の永治二年（一一四二）正月二十三日であった。これは、顕広王を寛和御後の王氏とする推定とも時期的に矛盾していないと思われる。

ホ 公顕 天台座主、園城寺長吏を務め、後白河院の灌頂の師にもなった本覚院大僧正公顕は、源顕康の男子で、顕広王の弟にあたるが、前田本『日本帝系系図』附載「伯」系図では、兄 顕広王と同様、康資王の子とされている。尤も公顕は、康資王の子として三世王となった顕広王の弟、という続柄によって、系譜を

康資王につなげられただけかも知れない。

おわりに

以上より、次のことが明らかになった。すなわち、所謂「冷泉源氏」（安和御後の源氏）は、花山院の男子で冷泉院の六宮となった清仁親王の男子 延信王が源氏を賜姓されて成立した。しかし、源延信の男子 康資王が擬制的に祖父 清仁親王の子となり二世孫王として出身し、この系統は王氏に復した。康資王の孫 顕広王も、擬制的に祖父の子となり三世王として出身したが、属籍は寛和御後（花山院裔）の王氏、すなわち「花山王氏」であった、と考えられる。顕広王が、康資王の子として三世王の身位を得たのであれば、康資王も、顕広王と同じ属籍、寛和御後であったと見るのが妥当であらう。すなわち、清仁親王の後裔で安和御後から寛和御後へと属籍を変更したのは康資王である、と推測される。

そもそも、花山院の諸子、昭登・清仁両親王が安和御後の親王となつてから四年後の寛弘五年（一〇〇八）二月八日、花山院は冷泉院に先立つて崩御し、実父 花山院の亡き後、両親王は、属籍を安和御後から寛和御後に変更することもなく、安和御後として親王御給の権利を享受していたのであろう。清仁親王の子 延信王の賜姓は父親王の生前においてであったため、当然、延信の属籍は安和御後であった。しかし、昭登・清仁両親王の薨逝後、安和御後としての親王御給の特権も消滅し、彼らの子孫には、敢えて属籍を安和御後にしておく必然性はなくなっていたに相違ない。康資王が擬制的に清仁親王の子として出身した時点において、既に清仁親王は薨逝していたので、康資王は、安和御後ではなく、

たのではなからうか。そして、神祇伯に任じられて諸王（王氏）の最上位者となった康資王に倣い、兼文王（清仁親王の男子）裔以下の親族も寛和御後に成った、と推測されよう。

その場合、最初の「花山源氏」（寛和御後の源氏）は、康資王の女子源仁子になるかも知れない。尤も、源仁子の属籍は未詳であるので、その可否は現時点では判断できない。

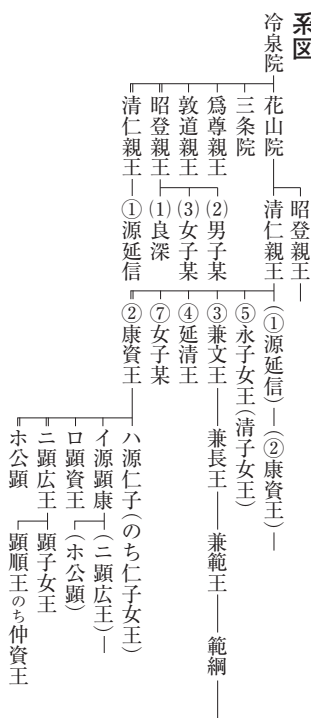
さて、顕広王は、実系では五世であるが、擬制的に三世王として出身した。三条院裔の長和御後を最後に天皇家からの王氏の分
出が絶えたため、平安末期に至るまでに、時の経過と共に王氏の
人々は世代を経て、ことごとく四世以下となつてしまい、長命で
あつた顕広王が、同時代における唯一の三世王になつていたと考
えられ（現に、顕広王の女子顕子女王は、最後の四世女王となつ
た）、世数の上で他の諸王に優つた。顕広王が王氏（ぜいじう）は定、すなわ
ち実質上の王氏長者の地位を確立することができた背景には、当
時における俗体親王の欠如と共に、王氏をめぐることのような事情
があつたと考えることができる。

更に顕広王は、神祇伯職と褰帳女王役を自家に確保することに成功し、顕広王の二男 仲資王は、諸王としては平安中期以来、久々に公卿に列し、平安末期から鎌倉初期にかけての公家家格確立期に、子孫が堂上の家格を獲得するための基礎を固め、他の諸王（王氏）の一門を圧倒・凌駕したのであった。

このような過程を経て、幕末に至るまで神祇伯を世襲して褔帳女王を輩出し続けた伯家——白川家——は、公家社会における確乎たる位置を獲得することができたのであるが、伯家の成立

をめぐっては、論じ尽くしていない問題も若干残されている。以て今後の課題としたい。

系圖



注

*1 所謂「清和源氏」の出自については、赤坂恒明「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ニ非サル考——源朝臣経基の出自をめぐつて——」〔聖学院大学総合研究所紀要〕No.25、二〇〇三年一月、337〜373頁）において検討した。なお、近年における研究動向をうけて、補稿「源経基の位階と「六孫王」号」を準備している。

2) 花山王氏については、藤森馨「白川伯王家の成立」(藤森馨「改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官人」(原書房、二〇〇八年十二月。初刊、大明堂、二〇〇〇年九月) 142～167頁。初出、小松馨「白川伯王家の成立」『神道研究』第一一六号、一九八四年九月)を参照せよ。なお、王氏とは、史料上の用語としては、当初は、皇親である諸王を称し、平安末期以降は諸王の後裔にして、氏姓のように王号を代々称した集団を称する。赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」(『十六世紀史論叢』第三号、十六世紀史論叢刊行会、二〇一四年三月、76～95頁)をも参照

されたい。

*3 年給と氏爵については、赤坂恒明「世ノ所謂清和源氏ハ陽成源氏ニ非サル考」341〜342頁と、そこに引用された先行研究を参照されたい。

*4 『平戸記』寛元二年正月五日条に「資尚王（寛弘御後）」と見えるが寛和御後の誤りであろう。

*5 太田亮『姓氏家系大辞典』第三卷（角川書店、一九六三年十一月初版）五八五頁。

*6 太田亮『姓氏家系大辞典』第三卷六五六〜六五六七頁。

*7 奥富敬之『天皇家と源氏 臣籍降下の皇族たち』（三一書房、一九九七年一〇月）130〜132頁「冷泉源氏」131頁。また、『歴史読本』第四十四巻第十号（通号71）「特集・源頼朝と源氏二十一流」（新人物往来社、一九九九年八月）ほかをも参照されたい。

*8 『稿本冷泉天皇実録』二二三頁「皇孫永寛」。

*9 神宮司庁蔵版『古事類苑』姓名部（普及版）（古事類苑刊行会、一九三三年一月）姓名部三 姓氏下「皇子賜姓」（二〇三〜二二三頁）、「皇孫賜姓」（二二三〜二二七頁）、「諸王賜姓」（二二七〜二二五頁）。

*10 宮内庁『皇室制度史料』皇族三（吉川弘文館、一九八五年三月）第四章「臣籍降下と出家」。

*11 昭登親王と清仁親王の兄弟順は、『日本紀略』寛弘元年【長保六年】五月四日条、「小右記」治安四年正月廿六日条、「魚魯愚抄」五「藏人方」丙下勘文上では、いずれも昭登親王が清仁親王より先に書かれており、また、後一条院（後一条天皇）の即位式における即位擬侍従は、昭登親王が左侍従を、清仁親王が右侍従をそれぞれ勤仕している（『小右記』寛弘八年九月十日庚辰条）ので、昭登親王が清仁親王より上座にあつたと考えられ、五宮（五親王）は昭登親王に、六宮（六親王）は清仁親王に比定される。しかし、『栄花物語』、系図史料、『天祚礼記職掌録』に従うと、比定は逆となる。『稿本花山天皇実録』「皇子清仁親王」一五二頁の按文を参照せよ。ここでは、昭登親王を清仁親王の兄とする見解に従う。

*12 他に、『栄花物語』巻第八「はつ花」をも参照されたい。

*13 『日本紀略』延喜廿一年十二月十七日条、同延長五年八月廿三日条ほか。

*14 『魚魯愚抄』所引「延喜御記」延喜廿二年三月廿日条、『外記日記（本朝世紀）』天慶元年十月八日条。

*15 『小右記』寛弘八年（二〇一一）七月一日条。「去月廿七日公誠朝臣云。

故花山院宮達御元服八月廿三日者。天下大事【花山院崩御】之間、密々可被行之由、相示畢。……余【藤原実資】云。院崩給間、御四十九日内、不可有也。……但入給冷泉院御戸、仍可申從父兄弟、其服七箇日歟。……」

*16 赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」をも参照されたい。

*17 擬制的に天曆御後（村上天皇裔）の王氏となった三条院裔の王氏については、藤森馨「王氏の終焉と王代河越家の成立」（改訂増補平安時代の宮廷祭祀と神祇官人）168〜195頁。初出、「近世初頭の宮廷祭祀」大倉精神文化研究所編『近世の精神生活』一九九六年三月、赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」、赤坂恒明「伊勢奉幣使王代 兼字王考」（埼玉学園大学紀要「人間学部篇」第十四号、二〇一四年十二月、一五〜二八頁）を参照されたい。

*18 『稿本花山天皇実録』一九〇〜一九四頁「皇孫良深」を参照せよ。

*19 『尊卑分脈』源氏には、臣籍降下しなかった諸王の系図は、所謂「花山源氏」の「寛和 華山」と、所謂「三条源氏」の「長和 三条」の各王氏を除き、掲載されていない。例えば、『栄花物語』巻第十「日かげのかづら」によると、村上天皇の第八親王（八宮）永平親王には「宮達五六人」がいたというが、『尊卑分脈』源氏「天曆 村上」には記載がない。また、伊勢奉幣の使王等をたびたび勤仕した従四位下行神祇伯 秀頼王は、その位階から二世孫王と推定され、その場合、世代的に見て、村上天皇の孫すなわち天曆孫王である可能性が高いと考えられるが、やはり『尊卑分脈』には記載されていない。同様に、平安・鎌倉期の同時代史料には、

系譜未詳の諸王（王氏）が数多く見出される。

*20 『日本紀略』長元八年（一〇三五）四月十四日条に、「中務卿四品昭登親王薨（年三十八）」とある。

*21 『稿本花山天皇実録』一八四頁「皇孫延信王」按文。

*22 『伯家部類』所収「白川家伝」ほか。なお、霜月十日付羽倉駿河守信次宛 荷田東丸（春満）書簡（元禄十六年）によると、稻荷社の神職を世襲した羽倉家（荷田宿禰氏）の人名の通字「延」「信」は、神祇伯延信の偏諱を与えられたものであるという。羽倉敬尚「荷田の落ち穂」（鈴木淳編『近世学芸論考——羽倉敬尚論文集——』（明治書院、一九九二年六月）所収。初出、一九七二年十一月）一〇一頁。後世の仮託と考えるべきものであるが、稻荷社の荷田氏が、延信を神祇伯白川家の家祖と認識していたことを、ここから窺い知ることができよう。

*23 『職源鈔』「正親司」に、正親正は「近代五位王氏任之」とある。正親正については藤森馨「白川伯王家の成立」等を参照されたい。

*24 『太神宮諸雜事記』延久元年閏十月七日（『神道大系』神宮編一（神道大系編纂会、一九七九年三月）四七九頁）。『伊勢勅使部類記』伊勢勅使雜例「正殿不被開例」、同「正殿不被開神嘗幣奉納東宝殿例」（『神道大系』神宮編三（神道大系編纂会、一九八一年十月）七二頁、九二頁）。

*25 『令義解』四「選叙令」に、「凡蔭皇親者、親王子從四位下（謂、親王者、不限有品・無品皆是。凡一部令内称親王、不注品階者、皆依此例）。諸王子從五位下。其五世王者、從五位下（謂、既不在諸王之限、故同諸臣著緋。子降一階、庶子又降一階。唯別勅处分不拘此令）」とある。

*26 尊経閣文庫所蔵。宮内庁書陵部所蔵の謄写本（函号27157）を使用。

*27 『太神宮諸雜事記』康平三年九月条。

*28 延清王については、赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」92頁注(23)を参照せよ。

との関係があったと考えられるが、臆測に基づいた推論に過ぎない。

*30 廣橋家旧蔵記録文書典籍類H36(6)『後法性寺殿御抄「雜々例」に「孫王（長元二／良清王叙四位也）」とある。本史料については竹中拓実氏より御示教を賜わった。

*31 『本朝世紀』久安二年正月五日条。

*32 褰帳とは、天皇が着座した高御座の、南面の帳を左右にかかげ開くこと、また、その役。

*33 「母」は脇坂本には「女」とある。

*34 『女王記諸抄』「褰帳女王雜事」ほか。

*35 この「小一条女王」の名は、昨子女王か。

*36 寛意の経歴については、『稿本三条天皇実録』七六六～七七六頁「皇曾孫寛意」を参照せよ。なお、寛意は「円堂点」というラコト点の形成に重要な役割を果たしていることが指摘されている。奥田勲「埋れた歌集」（奥田勲『明恵・遍歴と夢』（東京大学出版会、一九七八年十一月）二二九～二四八頁。初出、「埋もれた歌集——高山寺蔵「釈摩訶衍論」と『金玉集』——」『UP』三六、一九七五年十月）、築島裕「円堂点の成立と展開」（『古語研究』国語助詞助動詞論叢（桜楓社、一九七九年八月）855～888頁）ほか。

*37 但し、山田本・楓山本・岩倉本・刻本『本朝皇胤紹運録』には不見。また、前田本『帝王系図』にも不見。清水正健『皇族考証』第参卷二百七十一頁。

*38 本史料は、曾根研三『伯家記録考』（西宮神社社務所、一九三三年十月）七四～七五頁に解説があり、同二七三～二七四頁に全文が翻刻されている。なお、当該の部分は、『皇室制度史料』皇族三 三〇三頁にも翻刻がある。

*39 本史料については竹中拓実氏より御示教を賜わった。注30参照。

*40 王氏爵は、三世王・四世王が対象であり、二世王（孫王）に対する二世孫王氏爵は別枠であった。赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」

とその終焉」90頁注(3)に引用された先行研究を参照せよ。

*41 「康資王母」は、「伯母」(おば、でなく、神祇伯の母)とも知られ、森本元子・三村晃功編『伯母集』(古典文庫、一九八三年十二月)、久保木哲夫・花上和広『康資王母集注釈』(貴重本刊行会、一九九七年三月)以下、関係文献は少なくない。

*42 但し、この康資王の任伯年月日は、『諸家系図纂』や『諸家知譜拙記』の如き後世の文献によるものであり、確定的なものではない。

*43 『日本紀略』長元三年七月六日条に、「彈正尹清仁親王薨」とある。なお、『小記目録』四「親王・女御薨事」に、「長元三年七月七日、彈正尹清仁親王薨事(明日除目不可有憚)」とあるが、『小右記』記主の藤原実資は、清仁親王の薨逝を翌七日に知って日記に記したのであろう。

*44 三世の臣下の初叙位階に関する検討は、別稿にて行いたい。

*45 曾根研三『伯家記録考』七四頁。

*46 詳しくは藤森馨「白川伯王家の成立」を見よ。

*47 曾根研三『伯家記録考』七四頁。

*48 例えば、『寺門伝記補録』第十四「長史高僧略伝」巻下「法務前大僧正公顕本覚院 三十五世」に「公顕 安藝権守顕康王之子」とある。

*49 藤森馨「白川伯王家の成立」。

*50 なお、『新訂増補国史大系 尊卑分脉』第二篇 六三頁の頭注に、顕資王について、「資、恐当拠下文花山源氏作康」とあり、顕資王を恐らく顕康王の誤りとしている。しかし、顕資王を誤りとする積極的な根拠があるわけではない。

*51 本史料については、赤坂恒明「鼎王考——建武期前後の傍流皇族をめぐって——」(阿部猛編『中世政治史の研究』(日本史料研究会企画部、二〇一〇年九月、693頁、716頁) 698頁、699頁、同712頁注(15)を参照せよ。

*52 藤森馨「白川伯王家の成立」。

*53 藤森馨「白川伯王家の成立」。

康治元年【永治二年】(一一四二)正月廿三日条であり、「除目入眼」。

……正親正從五位下顯広王」とある。

*54 『日本教科書大系 往来編』第一巻 古往来(一)(講談社、一九六八年二月) 485頁、486頁。

*55 『公卿補任』建久元年、ほか。

*56 『叙位記』所引「中外記」。竹中拓実氏より御示教を賜った。

*57 藤森馨「白川伯王家の成立」。

*58 彼らは堂上未滿の身位にあり、中には、前述の久清王の一門のように、地方に下って低い社会階層に置かれていた一族もいた。赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」を参照せよ。

〔付記〕 本稿は、二〇一二年十一月三日に日本家系図学会 平成24年度(第4回)総会で行った学術講演「日本における中世の末流皇族「王氏」について——所謂「冷泉源氏」・「花山源氏」・「三条源氏」を中心に——」の前半部の主要部分を改訂増補したものである。便宜を図って下さった関係各位・諸機関に深く御礼申し上げる。

On the Reizei-Genji and the Kazan-Ou-shi

AKASAKA, Tsuneaki

キーワード：冷泉源氏、花山源氏、王氏、白川家、伯家

Key words : The Reizei-Genji, The Kazan-Genji, Ou-shi, The Shirakawa-ke, The Haku-ke (Hakke)